

静岡市規則第16号

静岡市自然の家条例施行規則をここに制定する。

令和 7 年 3 月 28 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市自然の家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市自然の家条例(平成15年静岡市条例第278号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家(以下「自然の家」という。)の利用の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、自然の家利用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書の受付期間は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する年度の前年度の2月における市長が定める日から利用日の10日前までとする。ただし、条例第9条各号のいずれかに該当する場合における受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から利用日の10日前までとする。

(1) 条例第9条第1号に該当するとき 利用日の属する年度の前年度の10月における市長が定める日

(2) 条例第9条第2号に該当するとき 利用日の属する年度の前年度の12月における市長が定める日

3 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に規定する期間外においても許可申請書を受理することができる。

4 許可申請書の受理後においてその記載事項に変更を生じるときは、市長に申し出てその指示を受けなければならない。

(利用許可書の交付)

第3条 市長は、自然の家の利用を許可したときは、自然の家利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(領収書の交付)

第4条 条例第13条の規定により使用料の納入があったときは、領収書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用料の減額又は免除の申請）

第5条 条例第14条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、自然の家使用料減額・免除承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請に係る使用料の減額又は免除について承認したときは、自然の家使用料減額・免除承認通知書（様式第5号）を交付する。

（使用料の還付の申請）

第6条 条例第15条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、自然の家使用料還付申請書（様式第6号）に利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（事前打合せ）

第7条 条例第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の方法、遵守すべき事項その他必要な事項について、自然の家の職員と事前に打合せを行わなければならない。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を守り、他人に危害を加え、又は迷惑になるような行為をしないこと。
- （2）利用を承認されていない設備を利用しないこと。
- （3）自然の家内で承認なく物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- （4）危険物の持込みをしないこと。
- （5）火災予防に注意すること。
- （6）職員の管理上必要な指示に従うこと。
- （7）利用の際、利用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。
- （8）施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届けること。
- （9）利用を終えたときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- （10）所定の場所以外の場所において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- （11）立入りを禁じられた区域に立ち入らないこと。
- （12）前各号に掲げるもののほか、市長が自然の家の管理上支障があると認める行為をしない

こと。

(職員)

第9条 自然の家に所長を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、自然の家に主幹、副主幹及び主査を置くことができる。
- 3 所長、主幹、副主幹及び主査は、職員のうちから市長が命ずる。

(職責)

第10条 所長は、上司の命を受けて自然の家に属する事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

- 2 主幹又は副主幹は、それぞれ上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属員があるときは、これを指揮監督する。
- 3 主査は、上司の命を受けて分担事務を掌理する。

(専決)

第11条 所長は、静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）別表第1の専決事項中室長等共通の専決事項及び自然の家に配属された職員に係る課長等共通の専決事項（別表第1（2）人事に関する事項の8から10までに限る。）を専決処理することができる。

(運営協議会)

第12条 条例第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、環境局環境共生課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、自然の家の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第2条関係)

自然の家利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所〔法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕

申請者 氏名〔法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市自然の家条例第8条第1項の規定により南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的								
宿泊棟	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時まで						
	区分 (該当箇所に○を付してください。)	団体			個人			
		新館1階個室以外			新館1階個室			
		男	女	指導者男	指導者女	合計		
	15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)及びその指導者							
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者							
	その他の者(3歳未満の者を除く。)							
	合計							
(該当箇所に○を付してください。) 多目的ホール	時間区分 利用日	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							
	月 日							

(裏)

キャンプセンター	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時まで				
	区分	男	女	指導者男	指導者女	合計
	15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)及びその指導者					
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者					
	その他の者(3歳未満の者を除く。)					
	合計					
	テント種類	使用数		泊数		合計
利用責任者	住所					
	氏名			電話番号		

(注) 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分としてください。

(表)

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

自然の家利用許可書

年 月 日付けで申請のあった南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の利用については、次のとおり許可します。

利用目的								
宿 泊 棟	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時まで						
	区分 (該当箇所に○を付してください。)	団体			個人			
		新館1階個室以外			新館1階個室			
		男	女	指導者男	指導者女	合計		
	15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)及びその指導者							
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者							
	その他の者(3歳未満の者を除く。)							
	合計							
	多 目 的 ホ ー ル	時間区分 利用日	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
午前9時から正午まで			午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								

(裏)

キャンプセンター	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時まで				
	区分	男	女	指導者男	指導者女	合計
	15 歳未満の者(3 歳未満の者を除く。) 及びその指導者					
	15 歳以上の青少年 (30 歳未満の者をいう。) 及びその指導者					
	その他の者 (3 歳未満の者を除く。)					
	合計					
	テント種類	使用数		泊数		合計
利用責任者	住所					
	氏名			電話番号		
許可条件	静岡市自然の家条例及び静岡市自然の家条例施行規則を遵守すること。					
備考	利用の際は、本書を係員に提示してください。					

領 収 書										第	号
年度	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家使用料										
金										円	
宿泊者	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時まで									
	区分	単価	人数		泊数		金額				
	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者	円	人				円				
	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者	円	人				円				
	その他の者（3歳未満の者を除く。）	円	人				円				
	合計	円									
多目的ホール	利用日・時間区分 区分	利用日	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	金額		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで			
	☐ 15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者 ☐ 15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者 ☐ その他の者（3歳未満の者を除く。）									円	
										円	
										円	
										円	
										円	
	合計	円									
	キャンプセンター	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時まで								
テント種類		単価	使用数		泊数		金額				
		円					円				
		円					円				
		円					円				
		円					円				
		円					円				
合計		円									
上記の金額を領収しました。 年 月 日 様 静岡市出納員（分任出納員）											

自然の家使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所〔法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕申請者 氏名〔法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市自然の家条例第14条の規定により南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

減額・免除を受けようとする理由											
区分 (該当箇所に○を付してください。)		団体					個人				
宿 泊 棟	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時 まで									
	区分	単価	人数		泊数		金額				
	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者	円	人				円				
	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者	円	人				円				
	その他の者（3歳未満の者を除く。）	円	人				円				
多 目 的 ホ ー ル	区分 (該当する□にレ点を記入してください。)	利用日／時間区分（該当する区分に○を付してください。)							金額		
		利用日	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日			
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで			
	□15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者							円			
	□15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者							円			
	□その他の者（3歳未満の者を除く。）							円			
キ ャ ン プ セ ン タ ー	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日まで									
	テント種類	単価	使用数		泊数		金額				
		円					円				
		円					円				
		円					円				
		円					円				

（注）中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分としてください。

(表)

様式第5号(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

自然の家使用料減額・免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家使用料の減額・免除については、次のとおり承認したので通知します。

宿泊棟	1 減額			
	区分	規定額	減額	差引納付額
	15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)及びその指導者	円	円	円
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者	円	円	円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	円	円	円
	合計			円
	2 免除			
減額・免除の条件				
多目的ホール	1 減額			
	区分	規定額	減額	差引納付額
	15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)及びその指導者	円	円	円
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者	円	円	円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	円	円	円
	合計			円
	2 免除			
減額・免除の条件				

(裏)

キャンペン プセンタ―	1 減額			
	種類	規定額	減額	差引納付額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	合計			円
	2 免除			
減額・免除の条件				

(表)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

自然の家使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 [法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地]

申請者 氏名 [法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名]

電話

静岡市自然の家条例第15条ただし書の規定により南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

還付を受けようとする理由									
宿泊棟	利用期間	年 月 日 時から 月 日 時 まで							
	区分	単価	人数		泊数		金額		
	15 歳未満の者 (3 歳未満の者を除く。) 及びその指導者	円	人				円		
	15 歳以上の青少年 (30 歳未満の者をいう。) 及びその指導者	円	人				円		
	その他の者 (3 歳未満の者を除く。)	円	人				円		
	合計								円
多目的ホール	区分 (該当する□にレ点を記入してください。)	利用日／時間区分 (該当する区分に○を付してください。)						金額	
		利用日	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間		全日
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで		午前 9 時から 午後 9 時まで
	□15 歳未満の者 (3 歳未満の者を除く。) 及びその指導者								円
									円
		□15 歳以上の青少年 (30 歳未満の者をいう。) 及びその指導者							円
		□その他の者 (3 歳未満の者を除く。)							円
	合計								円

(裏)

キャンプセンター	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日まで			
	テント種類	単価	使用数	泊数	金額
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
	合計	円			
使用料納付済額	宿泊棟	円			
	多目的ホール	円			
	キャンプセンター	円			
	合計	円			
還付申請額	宿泊棟	円			
	多目的ホール	円			
	キャンプセンター	円			
	合計	円			

(注) 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分としてください。